

第11回規制改革推進会議 医療介護WG

「介護サービスの生産性向上」について
令和3年4月13日(火)
②16:50～17:40

厚生労働省資料

介護分野における生産性向上の取組スケジュール

第6期介護保険事業計画		第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期	
平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度… (2024年度…)	
平成28年度時点の文書量の把握(推計)		推計	文書量の調査 (平成28年度と令和2年度との比較推計) ■行政に提出する文書 ○指定申請項目の削減及び添付資料に関する指針による新規申請時の文書の削減効果(都道府県アンケート等による推計値) 介護老人福祉施設 約△25% 通所介護事業所 約△25%		文書量の調査(平成28年度との比較調査) ■行政に提出する文書 ○更なる簡素化・標準化及びウェブ入力・電子申請化による文書量の削減効果を調査(R3.9~10頃 自治体にアンケート調査予定) ■事業所におけるケア記録・ケアプラン等の文書 ○利用者の同意取得方法(押印)の見直しや紙から電磁的記録による保存への移行等による文書量の変化を調査(R3.9~10頃 事業者アンケート調査予定)				
行政に提出する文書の削減 ○指定申請項目を削減する 省令改正 ○文書負担軽減専門委員会を設置(R1.8) ○簡素化、標準化、ICT等の活用について検討し、対応方針を自治体へ周知		ウェブ入力・電子申請 令和3年度中に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請システムを実現		ウェブ入力・電子申請 令和4年度より運用開始予定		○行政が求める帳票等の文書量の半減(20年代初頭までに) ○介護現場の負担軽減を促進			
事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減 ○利用者の同意取得方法(押印)や電磁的記録による保存等の見直し(省令改正) R3.4.1~ ケアプランデータ連携システム構築事業(対面を伴わないデータ連携の実現) ・標準仕様作成⇒ ・実証検証⇒ ・システム構築⇒ ・利活用の推進		ICT導入支援事業による介護ソフト等の購入費用の補助(地域医療総合確保基金) 補助上限額の増額 一定の要件を満たす場合に補助割合3/4下限に増							
ICT導入の促進 ICT導入の手引き策定		事業所のICT化の実態把握(R1年度) ○介護報酬請求(84.3%) ●アセスメント表作成(57%) ●サービス内容の記録(56%) ●ソフト表作成(9.2%) ●転記不要(57.8%)			ICT導入の手引き改訂 報酬請求以外の機能の活用促進		好事例の横展開		
介護ロボット導入の促進 導入支援事業による介護ロボットの購入費用の補助(地域医療総合確保基金)		介護報酬での評価 ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の導入			報酬上評価の見直し ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の緩和 ○テクノロジー活用時の夜間人員配置基準の緩和				

行政に提出する文書

「簡素化・標準化」の取組例①

■指定申請（新規・更新）に関する文書

- ・自治体からの意見を踏まえ、指定申請関係（新規・更新）の書類を削減する省令改正を実施（平成30年10月省令改正）
- ・事業者からの要望を踏まえ、人員配置を確認する書類は、資格証の写しのみとし、雇用契約書等の提出は不要とする等の局長通知を发出（令和2年3月）
- ・更新申請時の提出書類を簡素化（変更がない書類は省略）している自治体と、更新時においても新規申請時と同様に全ての書類の提出を求める自治体があるため、簡素化している自治体にあわせ、一部の書類を除き、変更がない書類は省略するよう局長通知を发出（令和3年3月）

・指定申請における提出項目の削減（平成30年10月省令改正）
 ・添付書類の簡素化（令和2年3月局長通知）
 による書類削減

・更新申請時の書類の簡素化
 （令和3年3月局長通知）

【平成28年度】

- 介護老人福祉施設
 新規申請書類 平均 **190枚**
- 通所介護事業所
 新規申請書類 平均 **79枚**

【令和2年度】

- 介護老人福祉施設
 新規申請書類 平均 **142枚 (△25%)**
- 通所介護事業所
 新規申請書類 平均 **59枚 (△25%)**

- 介護老人福祉施設
 更新申請書類 **最少 5枚**
- 通所介護事業所
 更新申請書類 **最少 4枚**

※都道府県へのアンケート及び2021年度保険者機能強化推進交付金の評価結果に基づく推計

※前回申請や変更届により指定権者に提出済みの書類に変更がある場合は、上記のほか、該当書類の提出が必要
 (例) 従業員の勤務体制に変更がある場合
 上記に加え、勤務一覧表、資格証の写し等が必要

○令和3年9～10月頃に自治体にアンケート調査を行い、令和3年3月の局長通知に関する対応状況及び文書量の調査を行う予定

行政に提出する文書

「簡素化・標準化」の取組例②

■運営規程における従業者の「員数」の記載に関する見直し（変更届の提出頻度の削減）

- ・事業所が定める「運営規程」における従業者の「員数」について、例えば、「介護職員 5人」のように記載するにあたり、「5人以上」と記載することを可とする自治体と、その時点での実数の記載を求める自治体があり、事業者から「5人以上」と記載することを認める方向で統一してもらいたいとの要望があったため、指定基準の解釈通知において「「○人以上」と記載することも差し支えない」と明確化を行った。（令和3年4月1日改正）



- ・運営規程に変更があった場合は、その都度、自治体へ変更届を提出する必要がある。従業者の員数について、その時点での実数の記載を求める自治体では、従業者の入退職の都度、毎月のように変更届を提出している事業者もあるが、本対応により、**人員交代に伴う運営規程の変更に関する届出がほとんど必要なくなることが見込まれる。**

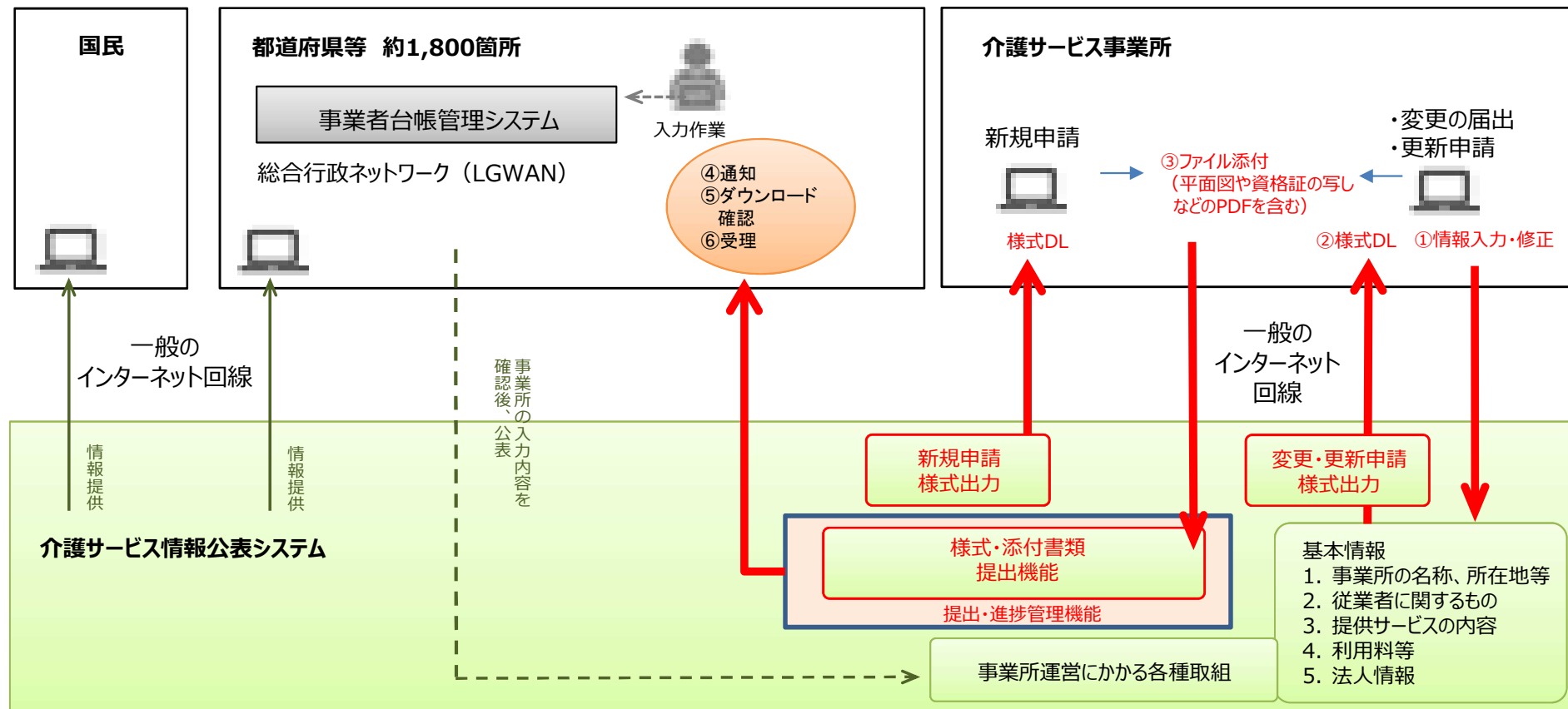
○令和3年9～10月頃に自治体及び事業者にアンケート調査を行い、対応状況及び文書量の調査を行う予定

<p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成十一年三月三十一日）（厚生省令第三十七号）（抄）</p>	<p>○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準 について（平成11年9月17日老企第25号）（抄） （令和3年4月1日改正）</p>
<p>（例）訪問介護 （運営規程） 第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 その他運営に関する重要事項 	<p>（例）訪問介護 ※以下の解釈を追加</p> <p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） <u>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない</u>（居宅基準第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。</p>

オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業

介護サービス事業所の事業所申請について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を新システムへの移行（クラウド移行）（※）のための改修等と一体的に行う（※）第一期政府共通プラットフォームのサービス終了に伴い、民間クラウドへ移行することを想定

・全世代型社会保障検討会議第2次中間報告において、「事業所の指定に関する申請」の「標準化と電子化の実現」について、「2020年度中に検討し、2021年度中の実現を目指す」ことが盛り込まれたことから、早期の実施が必要。



○メリット

- ・介護サービス情報公表システムに登録されている基本情報がダウンロードする申請等様式に自動転記されるため、事業所の事務負担が軽減される。
- ・同一法人が運営する複数事業所を紐付ける機能を実装することにより、法人事務局による一括登録・修正が可能となる。
- ・自治体・事業者双方が申請状況の進捗を確認しやすくなる。

ケアプランデータ連携システム構築事業

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータについて、対面を伴わないデータ連携を実現するためのシステムを構築し、介護事業所の業務効率化を図る。

【現状】



【構築後】



○ケアプランの共有に印刷媒体(FAX、郵送、持参)を使用している割合

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所ともにケアプラン全体の**約90%**

○削減される文書量の推計(1事業所1ヶ月あたり)

●居宅介護支援事業所 平均 $72.9\text{名分} \times 4\text{枚} \times \text{平均送付先事業所数}1.97 = \underline{575\text{枚}}$

●介護サービス事業所 平均 $38.6\text{名分} \times 2\text{枚} = \underline{77\text{枚}}$

事業所数(介護給付費等実態統計より抜粋)

- 居宅介護支援事業所...約4万事業所
- 介護サービス事業所...約17万事業所

ICT導入支援事業 【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

令和3年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

※ 令和2年度予算 82.4億円の内数

1. 目的…介護事業所の業務効率化を通じて、訪問介護員等の負担軽減を図る。
2. 対象…介護事業所(介護保険法に基づく全サービス)

3. 要件

- ・ 記録、情報共有、請求の各業務が**一気通貫**になる
- ・ ケアマネ事業所とのデータ連携に**標準仕様**の活用

- ・ CHASEによる情報収集に対応
- ・ 導入事業所による他事業者からの照会対応
- ・ 事業所による**導入効果報告** 等

年度	補助上限額	補助率	補助対象
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6 都道府県1/6 事業者3/6	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護ソフト ● タブレット端末 ● スマートフォン ● インカム ● クラウドサービス ● 他事業者からの照会経費 等
2年度	当初	事業所規模(職員数)に応じて設定 ※事業者負担を入れることが条件	上記に加え ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)
	1次補正	事業所規模(職員数)に応じて設定 ● 1~10人 100万円 ● 11~20人 160万円 ● 21~30人 200万円 ● 31人~ 260万円	
	3次補正	一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限 に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は、 1/2を下限 に都道府県の裁量により設定	

事業所内のICT化(タブレット導入等)により、**介護記録作成、職員の情報共有~請求業務までが一気通貫に**



※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

<例: 訪問介護サービスの場合>

ICT導入支援事業の実施状況(令和元年度～令和3年度)

- ICT導入支援事業の実施自治体数は、令和元年度**15県**、令和2年度**40都道府県**と増加し、令和3年度においては、**全ての都道府県において実施**が予定^{※1}されている。 ※1 実施予定の県及び過年度に実施したが当該年度は未実施の県を含む。 ※2 令和3年2月末現在の速報値
- 助成事業所数(195事業所→**2,415事業所**^{※2})、導入費用総額(1.5億円→**34.5億円**^{※2})も**大幅に増加**

令和元年度

(実施都道府県数) **15県**
 (助成事業所数) **195事業所**
 (導入費用総額) **150,279千円**

令和2年度

(実施都道府県数) **40都道府県**
 (助成事業所数) **2,415事業所**
 (導入費用総額) **3,455,188千円**

※令和3年2月末現在

令和3年度

(実施都道府県数) **47都道府県**
 (助成事業所数) **—事業所**
 (導入費用総額) **—千円**

■・・・未実施 ■・・・実施あり

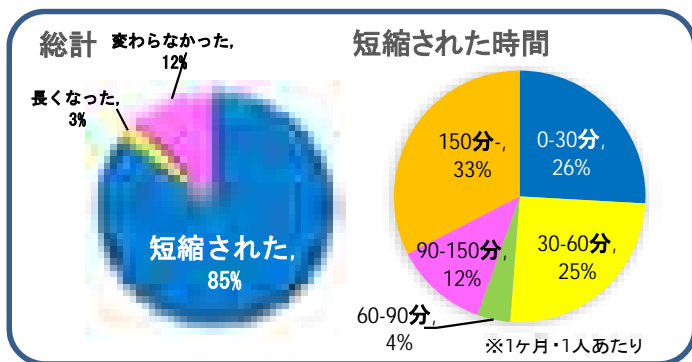


介護現場におけるテクノロジー導入の効果について

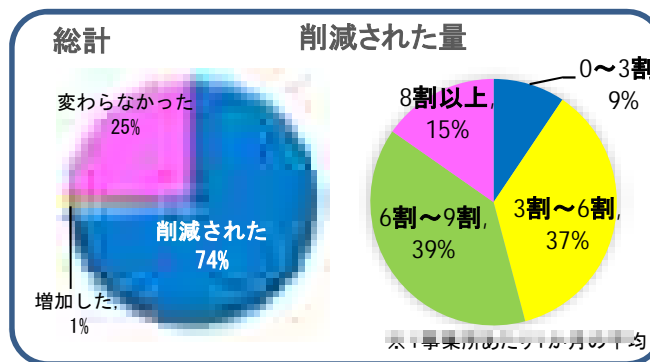
○介護事業所におけるICT化の効果

※令和元年度 ICT導入支援事業 導入効果報告 まとめ (抜粋)

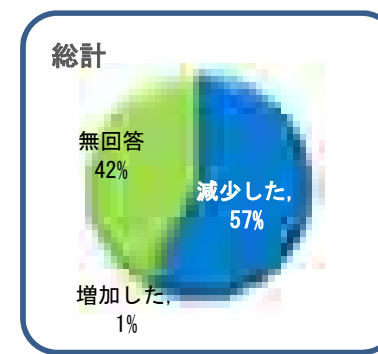
間接業務の時間



ケア記録等の書類の量



転記誤り等の単純な誤り



- 介護ソフト、タブレット等の導入費用を、地域医療介護総合確保基金を活用して補助。
- 間接業務時間削減、文書量削減、転記誤り削減が期待される。

ICT導入支援事業の実施状況

令和元年度	令和2年度(R3年2月末現在)	令和3年度(予定)
15県 195事業所	40都道府県 2,415事業所	47都道府県

○介護事業所における介護ロボット等の効果

テクノロジーの導入効果(例)

※出展：令和2年度 介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業

介護施設の
利用者全員に見守り
センサーを導入



夜勤職員がインカム
やスマートフォン等
のICTを活用

施設	通常時の利用者1人 当たり担当時間[分]	実証時の利用者1人 あたり担当時間[分]
特養A	38.7	32.2
特養B	30.0	21.1
特養C	40.0	29.3
特養D	33.3	30.9
...		
特定H	34.0	22.6
平均	37.6	27.9

利用者1人
あたりの
業務時間

25.7%減少

【介護報酬上の評価の実施】

令和3年度介護報酬改定において、
● 見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、特養（従来型）の夜間の人員配置基準を緩和。

【導入支援の実施】

- 見守りセンサー等の介護ロボットの導入費用を、地域医療介護総合確保基金を活用して補助。

介護ロボット導入支援事業の実施状況 (都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数)

平成30年度	令和元年度	令和2年度(暫定値)
1,153件	1,813件	2,574件

參考資料

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注）介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① **指定申請関連文書** （人員・設備基準に該当することを確認する文書等）
- ② **報酬請求関連文書** （加算取得の要件に該当することを確認する文書等）
- ③ **指導監査関連文書** （指導監査にあたり提出を求められる文書等）

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- I **簡素化** （様式・添付書類や手続きの見直し）
- II **標準化** （自治体ごとのローカルルールの解消）
- III **ICT等の活用** （ウェブ入力・電子申請）

【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組** （押印や窓口負担の最小化 等）
- 1～2年以内の取組** （変更・更新時の負担軽減 等）
- 3年以内の取組** （ウェブ入力・電子申請 等）

○ 委員名簿 （敬称略、五十音順）（令和3年3月17日現在）

浅野 尚志	栃木県保健福祉部高齢対策課長
○ 井口 経明	東北福祉大学客員教授
石川 貴美子	秦野市福祉部高齢介護課参事（兼高齢者支援担当課長）
井上 浩徳	豊島区保健福祉部介護保険課長（兼介護保険特命担当課長）
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
遠藤 健	一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理事
菊池 良	奥多摩町福祉保健課長
木下 亜希子	公益社団法人全国老人保健施設協会研修推進委員
清原 慶子	杏林大学客員教授／ルーテル学院大学学事顧問・客員教授
後藤 裕子	公益社団法人日本看護協会医療政策部長
◎ 野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
橋本 康子	一般社団法人日本慢性期医療協会副会長
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
柘田 和平	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会委員長
山際 淳	民間介護事業推進委員会代表委員
山本 千恵	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

◎:委員長
○:委員長代理

○ 検討経過

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理 他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ(案) 他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他

2021年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の結果

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第8回）
（一部改変）

資料

令和3年3月17日

- 2021年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の評価結果は以下のとおり。
（2020年度（予定）までの取組が対象）

都道府県分：Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
（8）介護人材の確保・生産性向上に係る支援 ⑫

市町村分：Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 （2）介護人材の確保

	項目	都道府県 (n=47)		政令指定都市・ 中核市 (n=78)		全市町村 (n=1741)	
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率
ア	押印及び原本証明の見直しによる簡素化 （(1)～(4)の一部の項目を実施の自治体を含む）	29	61.7%	58	74.4%	1124	64.6%
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	34	72.3%	42	53.8%	989	56.8%
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	31	66.0%	53	67.9%	1,038	59.6%
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	31	66.0%	36	46.2%	876	50.3%
オ	介護職員処遇改善加算／特定処遇改善加算の申請様式の簡素化	44	93.6%	77	98.7%	1,430	82.1%
カ	介護医療院への移行にかかる文書の簡素化	38	80.9%	56	71.8%	-	-
キ	実地指導に際し提出する文書の簡素化及びICT等の活用 （(1)～(3)の一部の項目を実施の自治体を含む）	44	93.6%	74	94.9%	1,313	75.4%
ク	指定申請関連文書の標準化	37	78.7%	51	65.4%	434	24.9%
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	39	83.0%	66	84.6%	1,084	62.3%
コ	申請様式のホームページにおけるダウンロード	35	74.5%	47	60.3%	725	41.6%
	合計	-	77.0%	-	71.8%	-	57.5%

自治体回答：令和2年10月
集計：令和2年11月

- 令和3年度介護報酬改定では、文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進として、以下の改定等を行う。

①利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

②員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

③記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。また、記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

④運営規程等の掲示に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

※令和2年度 介護サービス事業(施設サービス分)における生産性向上に資するガイドライン 施設・事業所向け手引き(抜粋)

This screenshot shows a page from a guide. A red circle highlights a section in the upper left. The page contains several columns of text, a table with multiple rows and columns, and a small diagram at the bottom right. The text is in Japanese and appears to be a detailed description of a technology implementation.

This screenshot shows a page from a guide. A red circle highlights a section in the upper left. The page contains several columns of text and a table on the right side. The text is in Japanese and appears to be a detailed description of a technology implementation.

This screenshot shows a page from a guide. A red circle highlights a section in the upper left. The page contains several columns of text and a table on the right side. The text is in Japanese and appears to be a detailed description of a technology implementation.